

郡山市上下水道局週休2日交替制工事実施要領

令和7年1月20日制定

令和8年9月30日一部改正

〔上下水道局総務課〕

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を促進するため、郡山市上下水道局が発注する建設工事（修繕を含む）において週休2日交替制工事（以下、「交替制工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (3) 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (4) 対象期間とは、現場着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。ただし、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。（年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間は含む。）
- (5) 休日率とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技術労働者の平均休日日数の割合をいう。
- (6) 技術者、技能労働者とは、施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。ただし、非常勤（臨時）で従事する者は除く。
- (7) 通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達した状態とする。
月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月において、現場内に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技術労働者の休日率が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達した状態とする。
- (8) 受注者希望型とは、受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに月単位の週休2日交替制の実施可否について、監督員と協議した上で取り組む方式をいう。（通期の週休2日交替制は必須）
- (9) 発注者指定型とは、発注者が週休2日交替制等（原則として、月単位を指定）に取り組むことを指定する方式をいう。

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる工事等は、本市上下水道局発注の工事及び修繕で社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事等とする。ただし、以下のいずれかに該当する工

事等は原則として対象外とすることができる。

- (1) 農業集落排水事業による工事等
- (2) 対象期間（本要領第2条第4項参照）が1か月（約30日）未満の工事等
- (3) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事等

2 対象外とした工事及び修繕であっても、受注者が週休2日交替制の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象工事とすることが出来るものとする。ただし、施工途中での協議は認めないため、施工計画書提出前までに協議することとする。

（実施方法等）

第4条 交替制工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日等の実施可否について監督員と協議するものとする。
- (2) 交替制工事に取り組む場合、受注者は、施工計画書に交替制で週休2日相当の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう休日取得の予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。
- (3) 受注者は、対象期間中、工事現場に交替制工事の対象である旨を明示するものとする。
- (4) 受注者は、対象期間中、技術者等がやむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- (5) 受注者は、毎月、工事履行報告書に休日取得状況を記入した実施工程表等を添付し、監督員に提出し、監督員は実績を確認するものとする。
- (6) 受注者は、監督員から求められた場合、下請企業を含めた全労働者の休日取得状況について、出勤簿、工事日誌等の工事現場労働者勤務状況がわかる書類を添えて週休2日等の達成状況を報告し、監督員は実績を確認するものとする。
- (7) 監督員は、受注者の週休2日等の取り組みに対し支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め交替制に支障が生じないように適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。
- (8) 現場閉所を行わない日において、現場代理人が休日を取得する際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とする。なお、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合、受注者は、経歴書及び直接的雇用関係を確認するための書類を添付した上で、事前に現場代理人の代理として、監督員に通知することとする。

（積算方法等）

第5条 交替制工事の設計価格は、工事費の補正を行わないものとする。

（特記仕様書等）

第6条 交替制工事については、受注者希望型又は発注者指定型の工事である旨等を特記仕様書等に記載するものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定は、達成状況により該当する項目を**別表第1**により加減点するものとするが、令和9年3月までに起工するものについては、減点評価を行わない。

なお、令和9年度4月以降に竣工検査を実施する工事は、評価しない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

また、上記や福島県土木部設計積算システムを利用する際は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領の運用」を参照することとする。

附 則

この要領は、令和7年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

ただし、建築関連工事については、令和7年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

別表第 1 （第 7 条関係）

工事成績評定の採点

区分	未達成	4 週 8 休以上	完全週休 2 日	備考
受注者希望型	加減点なし	1 点加点	1 点加点	第 1 評定 5 創意工夫
発注者指定型	加減点なし	2 点加点	3 点加点	第 1 評定 5 創意工夫
	d 判定			第 1 評定 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」
	評価対象項目 3 を評価しない (×とする)			第 2 評定 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」

備考 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」の評定については、受注者の責により 4 週 8 休以上の休日率が確保できなかった場合に行う。